



業務改善助成金とは

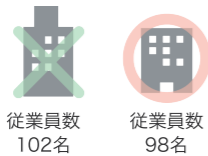
生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。
会社内で最も低い賃金を上げると、労働時間の短縮になるような機械設備やシステムの導入費用の75%(生産性要件の対象になる場合は80%)を支給します。

労働時間の短縮を支援!

業務改善助成金

支給対象となる中小企業

1 従業員数が100名以下



3 正社員・パートタイマー・アルバイトなどを雇用



2 助成金対象の従業員*の賃金を20円以上引上げ



*会社のある地域の最低賃金+30円以内の従業員

4 導入する機械設備などの見積書を2社から取り寄せ、より低い金額の業者を選定



助成金対象=東京都(最低賃金1,041円)+30円 ≥ 時給1,041~1,071円
助成金対象になる従業員の「賃金の引上げ額」と「引き上げた従業員数」に応じて助成金額の上限が決まります。
例えば、時給が1,050円の従業員が7人いる場合、全員の時給を30円引き上げて1,080円にすると、右ページの表のとおり助成金の上限は100万円になります。

東京都の会社の場合(例)



重要!

業務改善助成金は、正社員がいないアルバイトやパートだけの会社で「雇用保険」に加入していなくても、「国の労災保険」に加入していれば申請できる助成金です。

まずはお気軽にご相談ください



最大600万円が支給されます

コース区分	引上げ額	引き上げる従業員数	助成金上限金額
20円コース	20円以上	1人	20万円
		2~3人	30万円
		4~6人	50万円
		7人以上	70万円
		10人以上	80万円
30円コース	30円以上	1人	30万円
		2~3人	50万円
		4~6人	70万円
		7人以上	100万円
		10人以上	120万円
45円コース	45円以上	1人	45万円
		2~3人	70万円
		4~6人	100万円
		7人以上	150万円
		10人以上	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円
		2~3人	90万円
		4~6人	150万円
		7人以上	230万円
		10人以上	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円
		2~3人	150万円
		4~6人	270万円
		7人以上	450万円
		10人以上	600万円

※上限額と助成額のうち、低いほうの金額が支給されます。

過去に助成金の対象になった事例:参考

機械設備

自動釣銭機・券売機・洗浄機・原料充填機・ベルトコンベア・包装機械など



システム

POSレジシステム・受発注機能付きホームページ・WEB会議システム・顧客管理システム・生産管理システム等



その他の事例

業務マニュアル作成・改修等による店舗レイアウト変更・フォークリフトの導入・運搬用冷凍車等



※会社の状況によるため、上記の事例なら必ず労働局が認定するということではありません。

計画書の提出期限

令和4年1月31日

予算がなくなりしだい受付終了になります



企業の雇用環境や就業規則が見直されつつあります。従業員が働きやすい職場環境づくりの推進は、会社への信頼感や生産性の向上につながります。就業規則の整備や外部専門家によるコンサルティングの導入を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。